

## 令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 姫路東部福祉会(法人番号3140005013435)

監査実施日 令和7年2月13日

文書による指摘事項の有無 有

| 文書による指摘内容                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改善状況 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 評議員会への欠席が続いている評議員がいる。評議員は評議員会への参画が求められているため、出席できるように日程調整を行うこと。なお、評議員が現地での出席が困難な場合は、テレビ電話等のオンラインの活用などにより評議員会に出席できないかも検討し、それでも出席が困難な場合は、評議員の交代も視野に入れること。                                                                                                                                  | 改善済  |
| 2 令和5年の役員改選時、一部の理事から就任承諾書を徴しておらず、就任の意思を確認できていなかった。<br>法人と理事との関係は委任に関する規定に従うため、就任承諾書を徴すること等により、速やかに意思を確認すること。                                                                                                                                                                              | 改善済  |
| 3 経営不振等により訪問介護事業所の休止を決定しているが、理事会での決議を経ていなかった。定款施行細則により理事長等の専決事項として規定されるもの以外は、理事会において議決すること。                                                                                                                                                                                               | 改善予定 |
| 4 役員等が退任する際、その在任年数に応じて退任慰労金を支給しているが、役員等報酬支給基準に規定されておらず、法人の本部会計支出規定に基づき支給していた。<br>退任慰労金についても役員等報酬に該当するため、必要な手続きを経た上で役員等報酬支給基準に規定し、公表すること。                                                                                                                                                  | 改善予定 |
| 5 居宅介護支援事業所及び休止中の訪問介護事業所の事務所として、市内飾東町の物件を賃借し、法人会計より賃借料を支出している。当該物件の賃借料については、当時の家主からの求めを受け、社会情勢の変化の影響により、契約当初の金額よりも増額されているが、法人事務員に確認したところ特段覚書等も取り交わしておらず、契約内容が不明瞭となっており、結果的に賃借料の支出について根拠が乏しいものとなっていた。<br>については、相手方と協議のうえで契約内容を再確認し、理事会決議を経た上で、契約書を再度作成する、覚書を取り交わす等の対応をとり、根拠をもって賃借料を支出すること。 | 改善済  |
| 6 令和5年度決算において、特別養護老人ホーム清寿園建設時の補助に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しが行われておらず、結果的に、純資産額が本来の金額と異なったものとなっていた。<br>については、公認会計士等と協議のうえ、令和6年度決算において適切に会計処理すること。                                                                                                                                                    | 改善予定 |
| 7 法人として登記すべき事項について、以下の通り不備が確認された。司法書士や法務局等と相談のうえ適切に対応するとともに、今後は法令の定めに従い適切に登記を行うこと。<br>・理事長について、令和元年に重任登記をして以降、令和3年及び令和5年に重任しているにもかかわらず、登記手続きが行われていない。<br>・資産総額について、令和5年3月31日時点での変更登記が行われないまま、令和6年3月31日の変更登記を行っている。<br>・変更登記について、法令に規定される期限内に行われていない。                                      | 改善予定 |

令和7年6月30日現在

